

TOPICS

通年議会スタート!

通年議会とは?

通年議会とは、議会が活動できる期間(会期)を丸1年間として閉会をなくし、

必要に応じて本会議、委員会を開けるようにする制度です。

■通年議会の導入

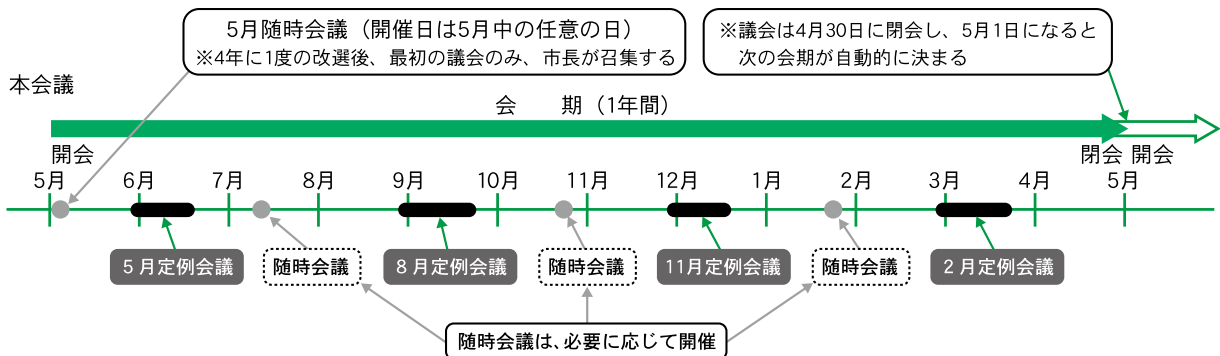
通年議会の導入により、定例会・臨時会のように市長による招集の必要がなくなり、議会が主体的に本会議や委員会を開催することによって、議会機能の自律的向上が図れるとともに、一層、充実した委員会活動を行うことができ、また突発的な事態にも即時に対応できることから、市民の更なる期待に添える議会運営の推進ができることとなります。

平成24年9月の地方自治法の一部改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったため、常総市議会は、平成26年5月1日から県内自治体で初めて通年議会を導入しました。

通年議会のイメージ

当市の通年議会は、毎年5月1日から1年間の会期が始まり、翌年の4月30日に閉会し、5月1日になるとまた自動的に会期が始まります。

年4回、定期的に「定例会議」※1を開催し、開催していない間は休会ということになり、開催する場合は再開ということになります。また必要に応じて「随時会議」※2を開催します。



※1 定例会議(条例で定めた年4回の会議で、集中的に議案等の審議審査や一般質問、常任委員会の開催等がなされる。)

※2 随時会議(条例で定めた年4回以外に、必要に応じて開催する会議)

通年議会のメリット

- ◆招集手続きを経ずに議長の判断で随時に本会議を開くことができる。
- ◆専決処分がほとんどなくなる。市政への監督機能強化が期待できる。
- ◆委員会が適時開催でき、請願陳情の審査が必要に応じて随時できる。
- ◆意見書案、決議案が時宜にあった提出の議決、決議が可能になる。